

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日（火）午前9時から午前9時40分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	中 山 雅 史
会長職務代理	2 番	菊 地 典 夫
委 員	1 番	萱 橋 敏 男
委 員	3 番	中 山 茂
委 員	4 番	中 山 一 徳
委 員	5 番	海老原 茂
委 員	7 番	仲 井 一 人
委 員	8 番	文 藏 雄 嗣
委 員	9 番	岡 野 幸 雄
委 員	10 番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（2人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第5号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第6号	非農地証明発行可否について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 6 年 9 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、9 月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、稲刈りの最中で、大変忙しい時期と思います。まだまだ残暑が続いておりますので、体調管理をしっかりして、一日も早く刈り入れが終わることを祈っております。

最後になりますが、本日の総会は、議案 9 件と報告事項 2 件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、5番海老原委員、7番仲井委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は6件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]㎡の小作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡、合計2筆、[]㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]㎡、合計4筆、[]

■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきますと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

9月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約134アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約67アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の作付けを行っている農地を贈与により譲り受けるものです。

続きまして受付番号3番、4番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は5ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、受付番号3番は、木や草が生えており、耕作はされておりませんでした。受付番号4番は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約271アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

括して審議します。受付番号 3 番、4 番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 5 番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 6 番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。
議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」を議題といたしますが、受付番号 2 番については、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号 5 番と関連する一体事業であるため、議案第 5 号において一括審議といたします。

それでは受付番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■■■■■ 番、地目は登記、現況とも田、面積は ■■■■
■■■■■■■■ m²、■■■■ 字 ■■■■■■■■ 番、地目は登記、現況とも田、面積は ■■■■ m²、■■■■ 字 ■■■■■■■■

■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

9月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、耕作されている農地と、草が生えており、耕作はされていない農地になります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約500アールを耕作しており、常時従事者は5名で、野菜を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも田、3筆、■■■■㎡で、大豆の作付けをするための賃貸借となっております。

期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの■■年間となっております。

以上のことから、受付番号1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号受付番号1番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたしますが、受付番号1番については、議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号5番と関連する一体事業であるため、議案第5号において一括審議といたします。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和6年3月11日付、[]をもって営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用許可を受けましたが、競売による土地所有者が変更になったため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]㎡、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]㎡、合計2筆、[]㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきます。7 番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

9 月 3 日、午前 8 時 40 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第 1 号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号 1 番、地図は 14 ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXのXXXX側になります。現地は、草が生えておりましたが、一部分でブルーベリーが作付けされていました。

先程、事務局から説明がありましたが、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用許可を受けましたが、競売により土地所有者が変更になったため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号 1 番につきましては、承認しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第 4 号受付番号 1 番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」の受付番号 2 番及び議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」の受付番号 2 番及び議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 5 件となっております。15 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請理由は、共同住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 2 番、申請理由は、駐車場・資材置場を整備するための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 3 番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■番■■■、地目は登記、宅地、現況、畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 4 番、申請理由は、駐車場整備のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計 3 筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 5 番につきましては、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」の受付番号 2 番及び議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による区分地上権設定の許可について」と関連する一体事業であるため一括して説明いたします。

申請理由は営農型太陽光発電設備の一時転用許可の期間満了に伴う再申請となっております。

まず受付番号5番について説明いたします。申請地は■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

許可日から3年間の一時転用となっております。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」の受付番号2番を説明いたします。8ページをご覧ください。

申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

賃貸借の期間は、許可日から令和■■■年■■■月■■■日までの■■■年間となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を説明いたします。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

区分地上権の設定期間は、許可日から3年間となっております。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

9月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は17ページになります。

申請地は、■■■の■■■側になります。現地は、草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、■■■㎡、宅地1筆、■■■㎡の合計2筆、■■■㎡を利用し、共同住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、共同住宅を

建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 2 番、地図は 1 8 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] 側になります。

現地は、砕石敷の駐車場・資材置場として利用しておりましたが、農地法の許可を得ていたことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が 1 0 h a 未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の近隣で塗装工事業を行っている法人の取締役で、本社の敷地が狭く、駐車場や資材置場が不足しているため、申請地 1 筆、[REDACTED] m² を利用し、営業用・従業員用駐車場 2 2 台分及び溶剤・ペンキ置場を整備し、法人に貸し付ける計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場・資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 3 番、地図は 1 9 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] 側になります。現地は、草が生えており、耕作はされておりませんでした。

申請地の農地区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、[REDACTED] m² を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 4 番、地図は 2 0 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] 側になります。現地は、草が生えており、耕作はされておりませんでした。

申請地の農地区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で貨物自動車運送事業を行っている法人で、現在、大型トラック 2 5 台、従業員用駐車場 1 2 台分の駐車場を確保しておりますが、従業員の残り 1 3 台分については、大型トラックを移動した後に従業員の車を駐車しており、接触事故等の危険があるため、申請地 3 筆、[REDACTED] m² を利用し、従業員用 1 3 台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、

駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、議案第2号の受付番号2番及び議案第3号の受付番号1番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業になりますので、一括して説明します。地図は21ページになります。

申請地は、 の 側になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人及び農地所有適格法人です。

本申請は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の期間満了に伴い、再申請するものです。

議案第2号の受付番号2番については、下部農地の賃貸借権を設定するための農地法第3条申請、議案第3号の受付番号1番については、区分地上権を設定するための農地法第3条申請、受付番号5番については、営農型太陽光発電設備の支柱部分等について、地上権を設定するために農地法第5条の一時転用申請するものです。

営農につきましては、営農型太陽光発電設備の下部農地で、継続してサカキの栽培をする計画となっております。賃貸借権の設定期間は、許可日から令和 年 月 日までの 年間となっております。

区分地上権の設定に関しましては、許可日から3年間になります。

営農型太陽光発電設備につきましては、既に455Wパネルを207枚設置するために、支柱54本、引込柱1本を設置済みです。

新たな「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取り扱いに関するガイドライン」の通知に基づいた添付書類も提出されており、撤去費用については自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、許可日から3年間の一時転用となっております。

以上のことから、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。

議案第2号の受付番号2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案第3号の受付番号1番については、営農型太陽光発電設備の設置のための区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより

審議をいたします。

議案第5号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号5番、議案第2号の受付番号2番及び議案第3号については、関連する一体事業であるため、一括して審議します。受付番号5番、議案第2号の受付番号2番及び議案第3号についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号、議案第2号の受付番号2番及び議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第5号、議案第2号の受付番号2番及び議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長 (中山会長)

続いて、議案第 6 号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 6 号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は 2 件となっております。22 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■、地目は登記、現況とも畑、面積は ■■■■ m²、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■、地目は登記、現況とも畑、面積は ■■■■ m²、合計 2 筆、■■■■ m²でございます。

続きまして受付番号 2 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は ■■■■ m²でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2 番菊地会長職務代理者よりお願いします。

1. 菊地会長職務代理者

9 月 3 日、午前 8 時 40 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第 1 号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号 1 番、地図は 23 ページになります。

申請地は、■■■■ の ■■ 側になります。

今回提出されました受付番号 1 番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成 14 年 9 月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号 2 番、地図は 24 ページになります。

申請地は、■■■■ の ■■ 側になります。

今回提出されました受付番号 2 番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成 14 年 9 月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号 1 番、2 番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。25ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が4筆で、10,882㎡、畑が1筆で、3,666㎡、合計5筆、14,548㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

次に更新案件ですが、田が2筆で、5,350㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

合計では、田が6筆で、16,232㎡、畑が1筆で、3,666㎡、合計7筆、1

9, 898㎡です。貸し手が5人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和6年10月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。27ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で、18, 185㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和6年11月1日からとなります。

詳細につきましては、28ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても29ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で、18, 185㎡です。貸し手が4人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和6年11月1日からとなります。

詳細につきましては、30ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第 9 号についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第 9 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第 9 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項 2 件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は 3 1 ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が 2 件、みらい平地区が 1 件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が 2 件、駐車場整備のための所有権移転が 1 件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は 3 2 ページをご覧ください。

今回の合意解約は 3 件となります。

解約理由は、農地法第 3 条申請のためのものが 1 件、耕作者変更のためのものが 2 件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、9月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年9月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑥

議事録署名委員

⑥

議事録署名委員

⑥